

奈良県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程施行規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第 2 0 号

奈良県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、奈良県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（令和 7 年 3 月企業管理規程第 2 7 号。以下「退職手当規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料月額)

第 2 条 退職手当規程の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき給料月額とする。

(傷病の程度)

第 3 条 退職手当規程第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 8 条第 1 項及び第 2 項に規定する傷病は、厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）第 4 7 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の状態にある傷病とする。

(退職手当規程第 7 条第 1 項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者)

第 4 条 退職手当規程第 7 条第 1 項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で企業長が定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 1 1 年以上 2 5 年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

(2) 1 1 年以上 2 5 年未満の期間勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(退職手当規程第 8 条第 1 項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者)

第 5 条 退職手当規程第 8 条第 1 項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で企業長が定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 2 5 年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

(2) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
(勸奨の要件)

第6条 第4条第1号又は前条第1号に規定する者に係る勸奨は、その事実について、次条及び第8条に規定する記録が作成されたものでなければならない。退職手当規程第6条第1項に規定する者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職する者であることにより同条第2項の規定に該当しないものに係る当該勸奨についても、同様とする。

(作成者)

第7条 勸奨の記録は、任命権者又はその委任を受けた者が作成する。

(勸奨の記録の記載事項等)

第8条 勸奨の記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 採用年月日及び退職年月日並びに勤続期間
- (3) 退職の日における所属、職名、給料月額及び年齢
- (4) 勸奨を行った年月日及びその理由
- (5) 勸奨に対する職員の応諾の年月日
- (6) その他参考となるべき事項

2 勸奨の記録の様式は、別記様式とする。

3 勸奨の記録には、職員が提出した辞職の申出の書面の写しを添付しなければならない。

(保管)

第9条 勸奨の記録は、任命権者又はその委任を受けた者が保管する。

2 勸奨の記録は、5年間保管しなければならない。

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第10条 任命権者は、退職の理由となった傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(基礎在職期間)

第11条 退職手当規程第9条第2項に規定する企業長が定める者は、同規程第20条第1項に規定する県設立一般地方独立行政法人役員又は第17条第6項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員とする。

2 退職手当規程第9条第2項第7号に規定する企業長が定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

- (1) 第 17 条第 3 項に規定する再び職員となった者の同項に規定する他の団体職員等としての引き続いた在職期間
- (2) 第 17 条第 4 項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (3) 第 17 条第 5 項に規定する場合における先の他の団体職員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の他の団体職員等としての引き続いた在職期間
- (4) 第 17 条第 6 項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (5) 第 17 条第 7 項に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (6) 第 17 条第 8 項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (7) 第 17 条第 9 項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (8) 第 17 条第 10 項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (9) 第 18 条第 2 項第 1 号に規定する再び職員となった者の同項に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (10) 第 18 条第 2 項第 2 号に規定する再び職員となった者の同項に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (11) 第 18 条第 2 項第 3 号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (12) 第 18 条第 2 項第 4 号に規定する場合における国家公務員としての引き

続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(13) 第18条第2項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(14) 第18条第2項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(15) 退職手当規程第19条第1項に規定する場合における同規程第20条第1項に規定する県設立一般地方独立行政法人に使用される者として在職した後引き続き同項に規定する県設立一般地方独立行政法人役員として在職した場合の当該役員としての在職期間

(16) 退職手当規程第19条第4項本文に規定する場合における移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間（当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の役員として在職した場合の期間を含む。）

（定年前早期退職者の範囲）

第12条 退職手当規程第10条に規定する企業長が定める者は、第5条第2号に掲げる者とする。

（退職手当規程第14条第1項に規定する休職月等）

第13条 退職手当規程第14条第1項に規定する企業長が定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（退職手当規程第21条第2項の規定により読み替えて適用する同規程第16条第4項に規定する場合に該当するものを除く。

）若しくは同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業により現実に職務に従事することを要しない期間又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する事由若しくはこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業により現実に職務に従事することを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は同法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17

条の規定による短時間勤務を含む。)により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた退職手当規程第 14 条第 1 項各号に掲げる職員の区分 (以下「職員の区分」という。)が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の 3 分の 1 に相当する数 (当該相当する数に 1 未満の端数があるときは、これを切り上げた数) になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

- (3) 第 1 号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等 (前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。) 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の 2 分の 1 に相当する数 (当該相当する数に 1 未満の端数があるときは、これを切り上げた数) になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)

第 14 条 退職した者の基礎在職期間に退職手当規程第 9 条第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる期間 (以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における同規程第 14 条第 1 項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、企業長の定めるところにより、当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員として在職していたものとみなす。

(職員の区分)

第 15 条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表ア又はイの表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の下欄に掲げる 2 以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

(調整月額に順位を付す方法等)

第 16 条 前条 (第 14 条の規定により職員として在職していたものとみなされる場合を含む。) 後段の規定により退職した者が同一の月において 2 以上

の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

- 2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日に属する月に近い月に係るものを先順位とする。
- 3 退職した者の基礎在職期間に地方公務員法第26条の3の規定により高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間（以下「高齢者部分休業期間」という。）がある場合における退職手当規程第14条第1項の規定の適用については、職員の区分が同一の月ごとにそれぞれその最初の高齢者部分休業期間の属する月から順次に数えてその高齢者部分休業期間の2分の1に相当する数（当該相当する数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでの月を基礎在職期間から除く。

（他の団体職員等として引き続いた在職期間の計算）

第17条 職員以外の地方公務員（常時勤務に服することを要するもの（退職手当規程第2条第2項に規定する支給対象非常勤職員（以下「支給対象非常勤職員」という。）を含む。）に限る。）又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「他の団体職員等」と総称する。）が退職した場合（同規程第25条第1項各号のいずれかに該当する場合に相当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び当該他の団体職員等となったときは、同規程第16条第5項において準用する同条第1項及び第2項の規定によるその者の他の団体職員等としての引き続いた在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

- 2 退職手当規程第16条第5項の場合において、他の団体職員等が退職により法令その他の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する者が退職手当に相当する給与の支給を受けている場合において当該給与の支給が昭和21年6月30日以前に係るものであるとき、又は職員以外の地方公務員が退職手当に相当する給与の支給を受けている場合において当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体の退職手当に関する規程又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていないときは、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月

額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する月数）は、その者の他の団体職員等としての引き続きいた在職期間には、含まないものとする。

3 職員が退職手当規程第32条第2項の規定により退職手当を支給されないで他の団体職員等となり、引き続き他の団体職員等として在職した後、同規程第16条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から他の団体職員等としての引き続きいた在職期間の終期までの期間をその者の他の団体職員等としての引き続きいた在職期間として計算する。

4 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服する

ことを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の他の団体職員等としての引き続いた在職期間として計算する。

- 5 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き他の団体職員等として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の他の団体職員等としての引き続いた在職期間の始期から後の他の団体職員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の他の団体職員等としての引き続いた在職期間として計算する。
- 6 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員（以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。)が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の他の団体職員等としての引き続いた在職期間として計算する。
- 7 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の他の団体職員等としての引き続いた在職期間として計算する。

8 職員が、任命権者の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間はその者の他の団体職員等としての引き続いた在職期間として計算する。

9 職員が任命権者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の他の団体職員等としての引き続いた在職期間として計算する。

10 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて特定一般地方独立行政法人職員となった者に対する第4項の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

（一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算）

第18条 特定一般地方独立行政法人等職員が退職した場合（退職手当規程第25条第1項各号のいずれかに該当する場合に相当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び当該特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、同規程第19条第3項において準用する同規程第16条第1項及び第2項の規定によるその者の特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。

2 退職手当規程第19条第3項に規定する企業長が定める特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間の計算については、次の各号に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間として計算するものとする。

(1) 職員が任命権者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政

法人等職員として在職した後引き続き再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

- (2) 職員が任命権者の要請に応じ、引き続き特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間
- (3) 特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き職員となった場合においては、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間
- (4) 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き職員となった場合においては、国家公務員としての引き続きいた在職期間の始期から特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間
- (5) 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続き再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後更に引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合においては、先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間
- (6) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後更に引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合においては、先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の終期まで

の期間

(奈良県設立一般地方独立行政法人役員から復帰した職員の在職期間の計算)

第19条 奈良県が設立した一般地方独立行政法人で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人の役員となった場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人の役員としての勤続期間に通算することを定めているものの役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「県設立一般地方独立行政法人役員」という。）が退職した場合（退職手当規程第25条第1項各号のいずれかに該当する場合に相当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び当該県設立一般地方独立行政法人役員となったときは、同規程第20条第3項において準用する同規程第16条第1項及び第2項の規定による県設立一般地方独立行政法人役員としての在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

(退職手当規程第23条第1項に規定する企業長が定める者)

第20条 退職手当規程第23条第1項に規定する企業長が定める者は、次のとおりとする。

- (1) 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者
- (2) 勤務していた公署又は事務所の移転により、通勤することが困難となったため退職した者
- (3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職の処分を受けた者
- (4) 公務上の傷病により退職した者
- (5) その他の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

(退職手当規程第23条第1項に規定する企業長が定める理由)

第21条 退職手当規程第23条第1項に規定する企業長が定める理由は、次のとおりとする。

- (1) 疾病又は負傷（退職手当規程第23条第8項第3号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、企業長がやむを得ないと認めるもの。

(退職手当規程第23条第4項に規定する企業長が定める事業)

第22条 退職手当規程第23条第4項に規定する企業長が定める事業は、次

の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、退職手当規程第23条第1項に規定する雇用保険法（昭和49年法律第116号）第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの
- (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当を除く。）に相当する退職手当の支給を受けたもの
- (3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと企業長が認めたもの

（退職手当規程第23条第4項に規定する企業長が定める職員）

第23条 退職手当規程第23条第4項に規定する企業長が定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 退職手当規程第23条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
- (2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして企業長が認めた職員
（退職手当規程第23条第7項第2号に規定する企業長が定める者）

第24条 退職手当規程第23条第7項第2号に規定する企業長が定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

- (1) 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した退職手当規程第2条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）であって、同法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの
- (2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた奈良県広域水道企業団の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの
- (3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた奈良県広域水道企業団の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げ

る者に該当するもの

- 2 退職手当規程第23条第7項第2号イに規定する企業長が定める者は、前項第2号に定める者とする。

(退職手当規程第23条の規定による退職手当の支給を受けるための証明書の様式等)

第25条 退職手当規程第23条の規定による退職手当の支給を受けるために必要な申出並びに証明書の様式及び交付の手續その他その支給に関し必要な事項については、国家公務員が退職した場合に、国家公務員退職手当法第10条の規定による退職手当の支給を受ける場合の例による。

(退職手当の支給制限)

第26条 退職手当規程第25条第1項並びに第27条第1項及び第2項の規定による退職手当の支給制限に関し必要な事項については、国家公務員退職手当法第12条第1項並びに第14条第1項及び第2項の規定による国家公務員の退職手当の支給制限の例による。

(退職手当の支払の差止め)

第27条 退職手当規程第26条第4項の規定による支払差止処分取消しの申立ては、その理由を明示した書面で行わなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、支払差止処分に関し必要な事項については、国家公務員退職手当法第13条第1項から第3項までの規定による一時差止処分の例による。

(退職手当の返納)

第28条 退職手当規程第28条第1項及び第29条第1項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項については、国家公務員退職手当法第15条第1項及び第16条第1項の規定による国家公務員の退職手当の返納の例による。

(退職手当相当額の納付)

第29条 退職手当規程第30条第1項から第5項までの規定による退職手当相当額の納付に関し必要な事項については、国家公務員退職手当法第17条第1項から第5項までの規定による国家公務員の退職手当相当額の納付の例による。

(口座振込)

第30条 退職手当は、任命権者が必要と認めたときは、職員の申出によりその全額をその者の預金口座への振込の方法により支給することができる。

- 2 前項の申出は、書面を任命権者に提出して行うものとする。

- 3 前項の書面には、振込を受ける預金口座その他振込の実施に必要な事項を

記載しなければならない。

3 前項の書面には、振込を受ける預金口座その他振込の実施に必要な事項を記載しなければならない。

(その他)

第31条 この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 15 条関係）

第 1 号区分	(1) 奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和 7 年 3 月企業管理規程第 17 号）の給料表（他の規程において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の適用を受けていた者（以下「給料表適用者」という。）でその属する職務の級が 9 級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして企業長が定めるもの
第 2 号区分	(1) 給料表適用者でその職務の級が 8 級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして企業長が定めるもの
第 3 号区分	(1) 給料表適用者でその職務の級が 7 級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして企業長が定めるもの
第 4 号区分	(1) 給料表適用者でその職務の級が 6 級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして企業長が定めるもの
第 5 号区分	(1) 給料表適用者でその職務の級が 5 級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして企業長が定めるもの
第 6 号区分	(1) 給料表適用者でその職務の級が 4 級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして企業長が定めるもの
第 7 号区分	(1) 給料表適用者でその職務の級が 3 級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして企業長が定めるもの
第 8 号区分	第 1 号区分から第 7 号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

別記様式（第8条関係）

勸 奨 退 職 の 記 録			
氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)
所 属 職 名		採用年月日	年 月 日
		退職年月日	年 月 日
給料月額	円 (級 号給)		
退職勧奨 年 月 日	年 月 日	職員の 応諾年月日	年 月 日
退職勧奨 の理由			
参考事項			
作成者の職・氏名			